田辺市新庁舎整備基本計画（素案）について皆さんのご意見をお聞かせください

問合せ　新庁舎整備室 計画係（☎0739-34-3336）

新庁舎の整備については、平成29年8月に東山の商業施設所有者である株式会社オークワと「新庁舎整備に関する基本協定」を締結し、「田辺市新庁舎整備基本計画」の策定に着手しました。

基本計画策定に当たり、まちづくり報告会で市長が皆さんに庁舎整備の考え方を説明するほか、市民意見募集及び市民アンケート・市民ワークショップや高校生ワークショップの開催等、新庁舎整備に係る市民の皆さんの意見やアイデアを聴取し、「人と地域を大切にする未来に『つなぐ』みんなの庁舎」を基本理念とする新庁舎整備基本計画の素案がまとまりました。計画（素案）は、備付け場所又はホームページからご覧いただけます。

■意見募集期間
7月2日㈪～31日㈫

■提出方法　所定の様式（備付け場所に設置）に、住所・氏名・年齢等をご記入の上、各提出先へ直接お持ちいただくか、郵送又はFAX・Eメールで提出してください。ご意見の内容については、その理由もお書きください。なお、電話・口頭での受付は行っていません。

■意見を提出できる方
次のいずれかに該当する方
◇市内に住所を有する方
◇市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
◇市内の事務所又は事業所に勤務する方
◇市内の学校に在学する方
◇右記に掲げる方のほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

■意見の公表　お寄せいただいたご意見等の概要及びこれに対する市の考え方についてホームページ等を通じて公表します。ただし、ご意見をいただいた方に市の考え方を個別にお示しするものではありませんので、ご了承ください。

■公表に当たっての個人情報の取り扱い　「田辺市個人情報保護条例」に基づき、個人情報の取扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容は掲載しません。

■備付け場所・提出先
◇新庁舎整備室（本庁舎2階）
〒646-8545　新屋敷町1
FAX 0739（22）5310
✉ chosha-seibi@city.tanabe.lg.jp
□ http://www.city.tanabe.lg.jp/choshaseibi/index.html
◇各行政局 総務課
23ページ参照

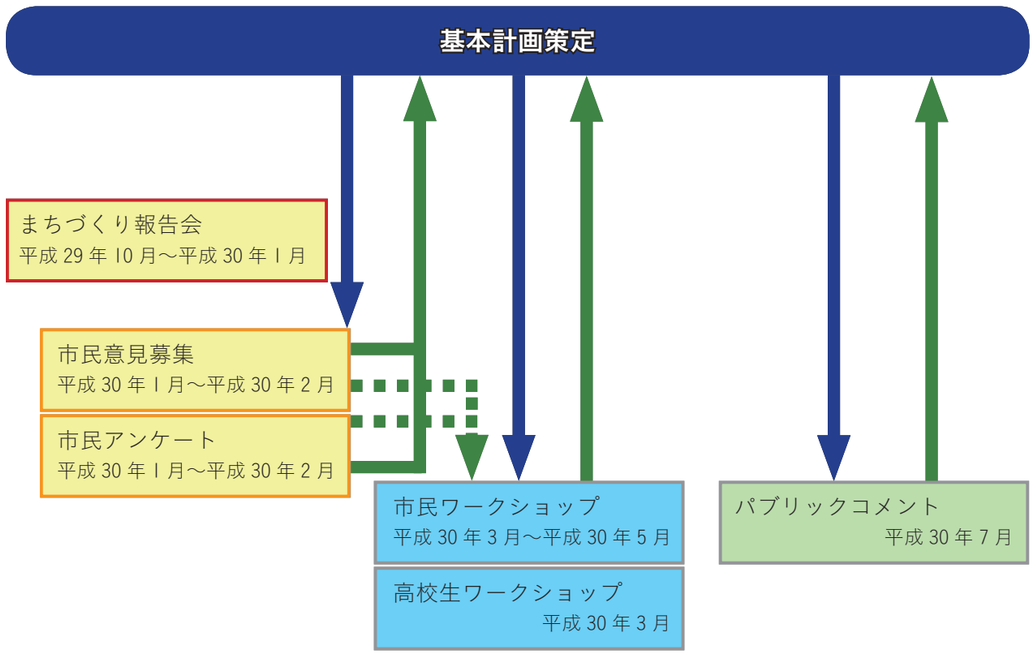

市政功労者・善行者表彰式典を行いました

問合せ　秘書課 秘書係（☎0739-26-9910）

5月29日㈫、市役所で「市政功労者・善行者表彰式典」を行いました。真砂市長から、市政功労者表彰として市政の各分野において功績が顕著な方々に表彰状、また、善行者表彰として多額の金品をご寄附いただいた方々に感謝状をお贈りしました。

田辺市表彰規則では、①地方自治の育成発展（自治）、②社会福祉の増進又は保健若しくは環境衛生の向上（民生）、③産業又は経済の振興発展（産業）、④教育、文化等の振興（教育）、⑤災害、犯罪等社会的不安の防止・除去（治安）の5部門から成る「功労表彰」と、市民の模範となるようなボランティア活動を長期にわたり続けておられる方（善行）や市の公益のために多額のご寄附をいただいた方（寄附）にお贈りする「善行表彰」のほか、「一般表彰」の3種類の表彰を規定しています。

今回表彰された方々は、下記のとおりです。（敬称略）

■市政功労者表彰
◇自治功労　福田 安雄、山口 進、吉田 克已、宮本 正信、松下 泰子
◇民生功労　幡山 久男、西 裕子、山添 公平、竹中 幸一、髙田 英雄
◇産業功労　坂本 一馬、中村 洋子、矢敷 勇氣男、丸屋 弘吉、玉置 伸、中山 敏久、杉若 陽一
◇教育功労　田川 和美、北山 和民

■善行者表彰
◇寄附　糸川 禎彦、潮 隆雄、久保田 繁雄、下口 英子、西村 良壽、紀伊田辺ライオンズクラブ、宗教法人高山寺、一般財団法人新庄愛郷会、田辺ライオンズクラブ、中田食品株式会社、南新産業株式会社、株式会社山長商店、株式会社ワイエスイー、有限会社SANAA（サナア）事務所

高等学校等通学（下宿・寮）費を助成します

問合せ　下記参照

対　次の全てを満たす保護者の方
◇市に居住し、市の住民基本台帳に記録されていること
◇扶養家族で助成金の対象となる満20歳以下の高校生等の通学費又は下宿費・寮費を月額1万2000円以上（寮費の場合は食費を含む。）負担していること
◇御坊市以南の高等学校等（修業年限が2年以上の学校）に公共交通機関を利用して通学し、又は下宿（入寮）する高校生等（入学した日から3年以内）の保護者であること
◇市税（国民健康保険税を含む。）を完納していること
◇保護者の年間所得が、基準金額以下であること
※基準額については下記へお問い合わせください。

■助成金の額
通学費、下宿（寮）費助成金はいずれか一つしか受給できません。

◇通学費助成
月額交通費×3分の1（月額1万円・年間10か月分を限度）

◇下宿費・寮費助成
月額下宿費又は寮費から食費相当分を除いた額×3分の1（月額5000円・年間10か月分を限度）

申　7月2日㈪～30日㈪に左記へ申請書・在学証明書・所得証明書（平成29年分）・市税完納証明書を直接お持ちいただくか、郵送してください。申請書及び下宿（入寮）証明書は、左記で配布しているほか、ホームページからも取得できます。
※下宿（寮）費申請の方は、下宿（入寮）証明書も必要です。また、所得証明書・市税完納証明書は、保護者の人数分必要です。

問　◇教育総務課 庶務係
〒646-0028
高雄一丁目23-1
☎0739（26）9941
□ http://www.city.tanabe.lg.jp/kyouiku/index.html
◇龍神教育事務所
☎0739（78）0301
◇中辺路教育事務所
☎0739（64）0504
◇大塔教育事務所
☎0739（48）0212
◇本宮教育事務所
☎0735（42）1164

第32回弁慶まつりの参加者を募集します

問合せ　下記参照

演劇弁慶伝説　出演者&スタッフ大募集！

対◇**出演者**
10月5日㊎・6日㊏（雨天翌日順延）の当日参加、8月からの芝居の練習に参加できる方
・**弁慶役**　身長175㎝以上、満18歳以上（高校生不可）の男性1名。副賞賞金は10万円。
・**玉虫役**　満18歳以上（高校生不可）の女性1名。副賞賞金は5万円。
・**その他**　満16歳以上の方。ただし小玉虫役・鬼若役は小学生を想定しています。
※主な配役は湛増（たんぞう）（弁慶の父）・源義経・山賊・家臣・侍女等
※演劇経験、在住の地域、自薦・他薦は問いません。
◇**スタッフ**
当日参加、事前の準備作業、打合せ会議（主に平日の夜）に参加できる方

申7月17日㊋までに住所・氏名・生年月日・身長・職業（学校名）、電話番号を明記の上、下記へ直接お持ちいただくか、郵送又はFAXでお申し込みください。

問弁慶まつり実行委員会（田辺商工会議所内）
〒646-0033
新屋敷町1
☎0739（22）5064
FAX 0739（25）2783

弁慶ゲタ踊り参加者募集！

日10月6日㊏（雨天翌日順延）
場田辺大通り

申7月27日㊎17時までに左記へ電話でお申し込みください。
※少人数でもご参加いただけますが、団体でお申し込みください。また、個人で参加をご希望の方は当日の参加を受け付けています。

■**その他**　どなたでも参加できる練習会は9月下旬頃に開催予定です。

問観光振興課 地域観光係
☎0739（26）9929

田辺扇ヶ浜海水浴場がオープンします

問合せ　観光振興課 地域観光係（☎0739-26-9929）

日7月1日㊐～8月31日㊎
■**設備**　男女別更衣室・ロッカー・トイレ・シャワー（無料）・温水シャワー（3分間100円）
■**駐車場**　約400台
※最初の1時間は無料。以降1時間ごとに100円
■**レンタル品（有料）**　ビーチパラソル・ライフジャケット・浮き輪・スタンドアップパドル
■**海の家**
◇**昼の部**　10時～17時
◇**夜の部**　要予約

■**主なイベント**

開催日	イベント
7月21日㊏、28日㊏、29日㊐、8月4日㊏、25日㊏、26日㊐	Sunset SUP YOGA（サップヨガ）（要申込）
7月21日㊏～8月19日㊐	ビーチサイドドルフィンin扇ヶ浜（イルカふれあい事業）
7月22日㊐	ビーチバレーボールフェスタ
8月11日㊏㊗	扇ヶ浜まつり
8月19日㊐	ビーチサッカー大会

①扇ヶ浜海水浴場 ②SUP YOGA（サーフボードよりも大きく浮力の強いボードに乗り、パドルを漕いでクルージングするアクティビティ「SUP」を使ったヨガ体験）

市内観光施設の指定管理者を募集します

問合せ　下記参照

■**指定管理開始時期（管理運営開始時期）**
平成31年4月1日～
※指定管理終了時期については、募集要項をご確認ください。

■**現地説明会**
開催日時については、募集要項をご確認ください。

■**募集要項等の配布**
7月2日㊊～31日㊋に下記又は各行政局産業建設課（23ページ参照）で配布するほか、ホームページからも取得できます。

■**指定申請書等の受付**
7月9日㊊～8月3日㊎［消印］に左記へ直接お持ちいただくか郵送してください。

問観光振興課 地域観光係（本庁舎3階）
〒646-8545
新屋敷町1
☎0739（26）9929
□http://www.city.tanabe.lg.jp/kankou/index.html

■**対象施設一覧**

	公募する施設名	所在地	備考
龍神	龍神ごまさんスカイタワー（道の駅）	龍神村龍神1020-6	
	林業開発センター深山荘	龍神村小又川281	
大塔	大塔青少年旅行村	下川下1229-9	2施設セットでの公募
	富里温泉センター	下川下982	
	ふるさとセンター大塔（道の駅）	鮎川1000	
本宮	本宮渡瀬温泉センター	本宮町渡瀬45-3	2施設セットでの公募
	本宮渡瀬緑の広場	本宮町渡瀬101	

大塔合川ダムカヌー体験及び大塔地球元気村を開催します

問合せ　下記参照

大塔合川ダムカヌー体験教室の参加者募集

日7月28日㊏（荒天中止）
時9時30分（受付開始）～15時
場合川ダムカヌーポート下
集合川ダムカヌーポート（合川谷野口23）
対指定なし（小学生以下は保護者同伴）
定30名［先着］
料500円
持弁当・飲物・着替え
申7月13日㊎～20日㊎に、左記へ氏名・年齢・住所・連絡先（携帯番号等）をご記入の上、必ずFAX又はEメールでお申し込みください。
問大塔行政局 産業建設課
☎0739（48）0301
FAX 0739（49）0359
✉oto@city.tanabe.lg.jp

第27回 大塔地球元気村2018

日8月11日㊏㊗（荒天の場合は、下記へお問い合わせください。）
時9時～21時頃
場大塔水辺の楽校（がっこう）等
内◇**午前**　カヌー試乗や木工など各種体験教室（要予約）
◇**午後**　アマチュアバンドの演奏、鮎つかみどり体験（中学生以下が対象）
◇**夜**　ステージイベント、よさこい踊り、討論会、大塔花火大会
申各種体験教室については、7月17日㊋～27日㊎に左記へ電話でお申し込みください。［先着］
詳しくは、プログラム冊子又はホームページをご覧ください。
問大塔地球元気村実行委員会（大塔行政局 産業建設課内）
☎0739（48）0301
□http://www.aikis.or.jp/~otomura/

8月から介護保険制度の一部が変わります

問合せ　やすらぎ対策課 介護保険係（☎0739-26-4931）

介護保険のサービスを利用したときの利用者負担の割合が、下記のとおり変わります。

■7月まで

負担割合	該当する方
2割	次の全てに該当する方 ◇本人の合計所得金額が160万円以上 ◇同じ世帯にいる65歳以上の方の「年金収入＋その他の合計所得金額」が ・単身世帯＝280万円以上 ・二人以上世帯＝346万円以上
1割	上記以外の方

■8月から

負担割合	該当する方
3割	次の全てに該当する方 ◇本人の合計所得金額が220万円以上 ◇同じ世帯にいる65歳以上の方の「年金収入＋その他の合計所得金額」が ・単身世帯＝340万円以上 ・二人以上世帯＝463万円以上 ※2割負担に該当する方の中で、より所得の高い方に3割負担をお願いすることになります。
2割	次の全てに該当する方 ◇本人の合計所得金額が160万円以上 ◇同じ世帯にいる65歳以上の方の「年金収入＋その他の合計所得金額」が ・単身世帯＝280万円以上 ・二人以上世帯＝346万円以上
1割	上記以外の方

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、8月から合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

高額医療・高額介護合算制度の負担限度額の算定基準が下記のとおり変わります。（70歳未満の方のみの世帯は変更ありません。）

■7月算定分まで

所得区分	70～74歳の方がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける方がいる世帯
現役並み所得者	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ※1	31万円	31万円
低所得者Ⅰ※2	19万円	19万円

■8月算定分から

所得区分	70～74歳の方がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける方がいる世帯
課税所得690万円以上	212万円	212万円
課税所得380万円以上	141万円	141万円
課税所得145万円以上	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ※1	31万円	31万円
低所得者Ⅰ※2	19万円	19万円

※1　市民税非課税世帯の被保険者。低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。
※2　市民税非課税世帯の被保険者で、世帯全員の所得金額が0円の方。

※毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。
※支給対象となる方は医療保険の窓口へ申請が必要です。

後期高齢者医療保険料のお知らせ

問合せ　保険課 保険税係（☎0739-26-9965）

■平成30年度の保険料額を7月中旬頃にお知らせします

後期高齢者医療制度は、都道府県ごとに設置されている後期高齢者医療広域連合が市町村と連携、協力して運営しています。

本制度には、75歳以上の方と、一定の障害があり、後期高齢者医療広域連合の認定を受けた65歳以上75歳未満の方が加入します。

本制度に係る費用のうち、医療機関で支払う自己負担分を除いた分は、公費が約5割、現役世代の支援が約4割、残り約1割を被保険者の皆さんに納めていただく保険料で負担しています。

■保険料の算定方法

保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額と所得に応じて決まる所得割額の合計額となり、個人単位で計算します。

■所得の低い方の保険料軽減

世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額により、下表のとおり均等割額が軽減されます。また、今年度は、均等割額5割・2割軽減の対象が拡大されました。ただし、総所得金額等が不明の場合は、適用されません。

■職場の健康保険等の被扶養者だった方の保険料軽減

資格を得た日の前日に、被用者保険の被扶養者だった方は、保険料の均等割額が5割軽減され、所得割額は掛かりません。

■保険料の納付方法

後期高齢者医療保険料の納付方法は、受給している年金額等によって異なります。

特別徴収（年金天引き）の対象となる年金の年額が18万円以上で、介護保険料との合計額がその年金額の2分の1を超えない方は、原則として特別徴収となります。ただし、お申出により口座振替を選択することができますので、ご希望の方は、上記へお問い合わせください。

なお、特別徴収の対象とならない方や、新規に資格を取得された方の特別徴収が開始されるまでの期間は、普通徴収（納付書又は口座振替による納付）となります。

■保険料の減免制度

罹災や、世帯主の失業による所得の激減等、和歌山県後期高齢者医療広域連合の定める要件に該当する場合には、保険料の徴収猶予や減免制度がありますので、上記へご相談ください。

■平成30年度の保険料率等（年間）

均等割額	4万5,812円（平成29年度は4万4,177円）
所得割額	（平成29年中の総所得金額等－33万円【基礎控除額】）×8.80％（平成29年度は8.93％）
限度額	62万円（平成29年度は57万円）

※保険料率は和歌山県内均一で定められ、2年ごとに見直されます。

■均等割額の軽減【平成30年度軽減対象判定基準】

世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等（平成29年中）の合計額		軽減割合
33万円以下の世帯	8.5割軽減を受ける世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他所得がない場合	9割
		8.5割
33万円＋（27万5,000円×当該世帯に属する被保険者数）以下の世帯		5割
33万円＋（50万円×当該世帯に属する被保険者数）以下の世帯		2割

※軽減判定の際、65歳以上（昭和28年1月1日以前生まれ）の方は、公的年金所得から15万円が控除されます。

後期高齢者医療制度の保険証の色が、「うすい緑色」から「みず色」に変わります

現在お持ちの保険証（被保険者証）は、7月31日㈫が有効期限となっています。

新しい保険証は、7月中に簡易書留郵便により送付します。（お手元に届いたときから使用できます。）

※前年所得により、一部負担金の割合を変更する場合があります。

※有効期限切れの保険証は、返却又は裁断処分してください。

問 保険課 医療係 ☎0739（26）9926

国民健康保険税・介護保険料について

問合せ　保険課 保険税係・収納係（☎ 0739-26-9965）

国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険（以下「国保」）は、皆さんが安心して平等に医療を受けられるために、自営業の方や職場等で健康保険に加入されていない方、また、会社を退職された方等を対象とした医療保険制度です。

国保の財源は、皆さんに納めていただく保険税や国、県からの補助金等で賄われています。保険税は、病気やけが等の医療費や出産育児一時金、葬祭費等の給付を行うための大切な財源です。国保、後期高齢者医療及び介護保険制度の円滑な運営を図るため、被保険者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

■平成30年度の保険税

国保の制度改革により、平成30年度からは都道府県単位で運営し、本市としては和歌山県が示す標準的な保険税率等を基本として、保険税率等を改定することとなりました。下表に基づき保険税額を算定し、7月中旬頃に国保の被保険者の属する世帯の世帯主（納税義務者）に、通知書をお届けします。

■所得の低い方の保険税軽減

世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額により、次のとおり、均等割額及び平等割額が軽減されます。

今年度は、2割・5割軽減に係る所得判定基準額が改正され、軽減範囲が広がりました。ただし、総所得金額等が不明（所得の申告をされていない等）の場合は適用されません。

7割軽減 基準額	33万円以下の世帯
5割軽減 基準額	33万円＋27万5000円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下の世帯
2割軽減 基準額	33万円＋50万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下の世帯

【軽減制度があります】

倒産・解雇や雇い止め等による離職をされた方で失業等給付を受ける方については、保険税が軽減される場合があります。

対雇用保険受給資格者証の離職理由が11・12・21・22・23・31・32・33・34に該当の方

※高年齢受給資格者及び特例受給資格者の方は対象外です。

申軽減を受けるには申請が必要です。雇用保険受給資格者証の離職理由、申請について詳しくは、上記へお問い合わせください。

平成30年度の税額表

保険税の年間税額は、世帯で算定した医療保険分、後期高齢者支援金等と介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）の介護保険分の3項目の合算額となります。

各項目の課税額は、所得から算定する所得割額、固定資産税から算定する資産割額、被保険者数から算定する均等割額、1世帯当たりの平等割額の合算額です。各項目には、それぞれ課税の上限（課税限度額）が設定されています。今年度の課税限度額は、地方税法施行令の改正に伴い、医療保険分が58万円に引き上げられます。後期高齢者支援金等及び介護保険分は昨年と同額（後期高齢者支援金等は19万円、介護保険分は16万円）です。

■医療保険分（国保加入全世帯）　課税限度額 58万円（年額）

所得割額		資産割額		均等割額		平等割額
【前年中の総所得金額等－基礎控除額(33万円)】×5.5％	＋	【今年度の固定資産税額(土地及び家屋に係る分)】×34.8％	＋	【世帯の被保険者数】×2万2,000円	＋	【1世帯当たり】1万9,800円

■後期高齢者支援金等（国保加入全世帯）　課税限度額 19万円（年額）

所得割額		資産割額		均等割額		平等割額
【前年中の総所得金額等－基礎控除額(33万円)】×1.9％	＋	【今年度の固定資産税額(土地及び家屋に係る分)】×8.5％	＋	【世帯の被保険者数】×7,400円	＋	【1世帯当たり】6,400円

■介護保険分（40歳以上65歳未満の方〔介護保険第2号被保険者〕のいる世帯）　課税限度額 16万円（年額）

※介護保険第2号被保険者の総所得金額等・固定資産税額・被保険者数

所得割額		資産割額		均等割額		平等割額
【前年中の総所得金額等－基礎控除額(33万円)】×1.6％	＋	【今年度の固定資産税額(土地及び家屋に係る分)】×8.9％	＋	【世帯の介護保険第2号被保険者数】×1万300円	＋	【1世帯当たり】5,400円

介護保険料のお知らせ

■平成30年度介護保険料及び納付方法の決定通知書を7月中旬頃にお届けします

介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支えるための制度です。保険料や税金を財源とすることにより、費用の一部を負担するだけで、様々な介護サービスを受けることができます。

介護保険制度の運営に必要な費用のうち、50％が公費負担され、残りの50％が第1号被保険者保険料（65歳以上の方、23％）及び第2号被保険者保険料（40～64歳の方、27％）で賄われています。

介護保険料は、市の介護サービス利用に要する費用と地域支援事業に要する費用に基づき決定されます。本年度の第1号被保険者保険料は、上表のとおりです。（第2号被保険者保険料は、加入している医療保険ごとの算出方法により決められ、医療保険分と併せて徴収されます。）

■保険料の納付方法

年額18万円以上の老齢・退職年金、障害年金及び遺族年金を受けている方の納付方法は、原則として特別徴収（年金天引き）です。特別徴収の対象とならない方や、新規に資格を取得された方の特別徴収が開始されるまでの期間の納付方法は、普通徴収（納付書又は口座振替）です。

問◇介護保険料について
保険課 保険税係
☎14ページ参照
◇介護サービスについて
やすらぎ対策課 介護保険係
☎0739（26）4931

■平成30年度介護保険料額

保険料段階	保険料額（年間）	対象となる方		
1段階	3万5,500円	◇生活保護を受給している方 ◇老齢福祉年金を受給している方のうち世帯全員が非課税の方		
		本人が市民税非課税	同じ世帯にいる方全員が市民税非課税	平成29年中の合計所得金額（公的年金等にかかる雑所得を除く。）と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
2段階	5万9,100円			平成29年中の合計所得金額（公的年金等にかかる雑所得を除く。）と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方
3段階	5万9,100円			平成29年中の合計所得金額（公的年金等にかかる雑所得を除く。）と課税年金収入額の合計が120万円を超える方
4段階	7万1,000円		同じ世帯に市民税課税者がいる方	平成29年中の合計所得金額（公的年金等にかかる雑所得を除く。）と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
5段階	7万8,800円			平成29年中の合計所得金額（公的年金等にかかる雑所得を除く。）と課税年金収入額の合計が80万円を超える方
6段階	9万4,600円	本人が市民税課税	平成29年中の合計所得金額が120万円未満の方	
7段階	10万2,500円		平成29年中の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	
8段階	11万8,300円		平成29年中の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	
9段階	13万4,000円		平成29年中の合計所得金額が300万円以上の方	

納期限後納付には、督促手数料・延滞金が掛かります

保険税（保険料）は、納期限までに納付してください。

督促状は、納期限後20日以内に発送します。督促手数料は督促状1通につき80円です。

延滞金は、租税債務の履行遅滞に対する遅延利息として徴収するものです。これは、納期内に納付した方の利益を尊重し、また、納期内の自主納付を促進して、納付秩序の確立を図るという趣旨に基づいています。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付は口座振替で

普通徴収の納付に口座振替を利用すると、指定された預貯金口座から自動的に引き落とされます。納付の度に金融機関へ行く必要がなく、納め忘れがありません。また、一度手続をすると、翌年度からも自動的に継続されます。ただし、保険の項目が異なる場合、改めて手続が必要となります。

口座振替のご依頼は、預貯金口座をお持ちの金融機関で、備付けの「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、お申し込みください。お申込みには、預貯金通帳・印鑑・納付書が必要です。

納期は、7月～平成31年3月の毎月（全9回）です。何らかの事情で納付が困難な場合は、お早めに保険課収納係（☎14ページ参照）へご相談ください。